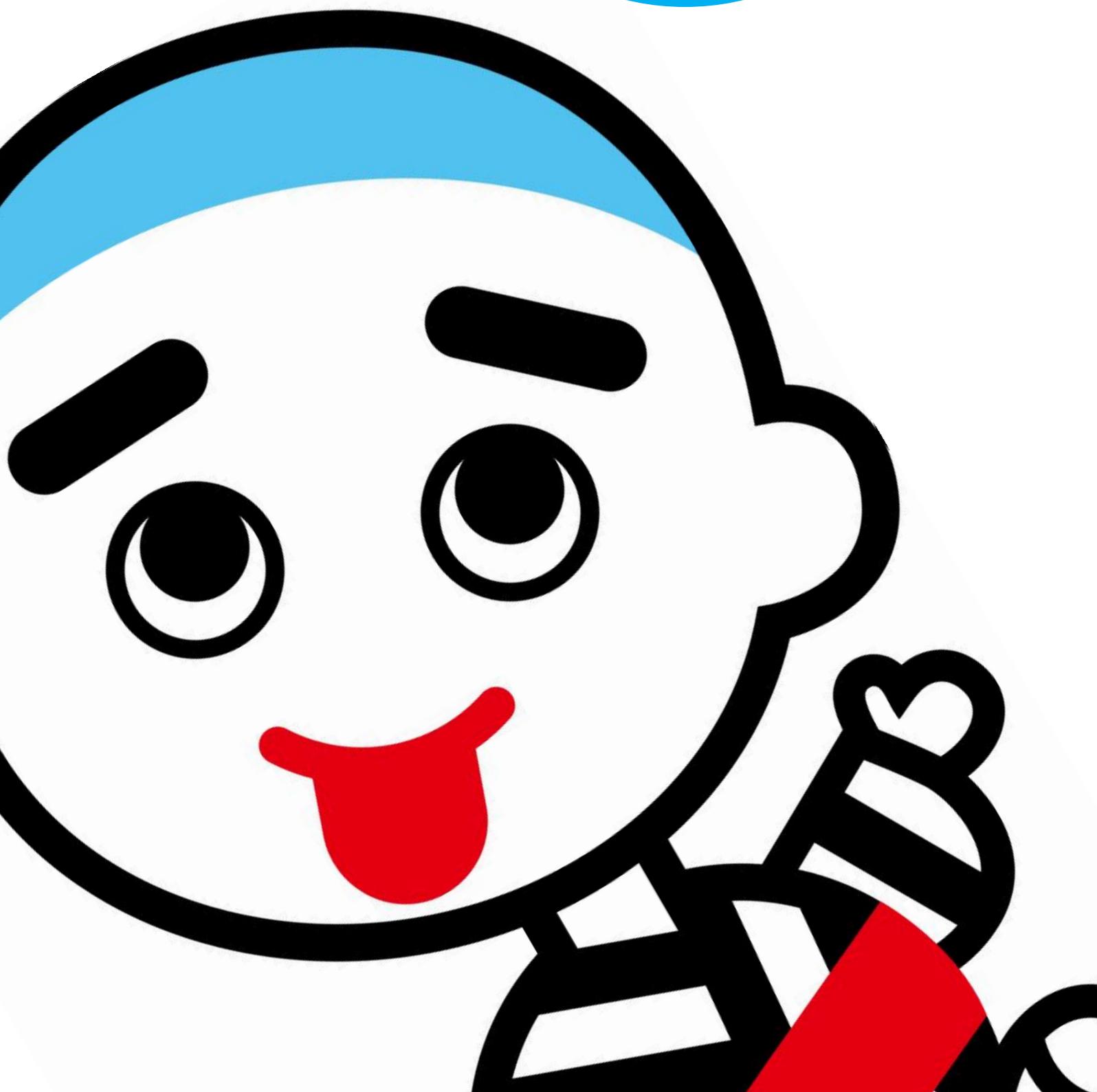


こにゅうどうくん
使用マニュアル



こにゅうどうくんの使い方

「こにゅうどうくん」のイラストをご使用される場合は、国や地方公共団体等が使用する場合、および新聞、テレビなどが報道を目的として使用する場合を除き、使用しようとする方からの事前の申請が必要です。

ご利用にあたっての 手続き

- (1) 事前に観光交流課へメール等で相談してください。必要に応じてイラストデータを提供します。(メールでのやりとりがスムーズです)
- (2) デザイン案を作成・観光交流課の事前確認を受けてください。
- (3) 観光交流課から修正なしとされた後、フォームまたは郵送でご申請ください(フォーム推奨)。申請書とデザイン案(最終版)をご提出いただきます。
- (4) 観光交流課で審査後、使用承認通知書を発送します。発送には1週間~10日程度かかりますので余裕をもってご申請ください。
- (5) 商品等の完成後は、メール等で写真を提出してください。

利用料

無料です。

使用の期限

使用の期限はありません。発行された使用承認通知書は大切に保管してください。

ご使用にあたっての ご注意

- (1)原則、デザイン・色を変更せずにご使用ください。
 - ① 顔の表情については、変更する事が出来ます。アプリケーションNo.34~39からお選びいただき、組み合わせてください。
 - ② 持ち物を変更、追加することができます。また、帽子などをかぶらせることもできます。どのような物を持たせたいか、かぶらせたいかなどは、申請時にご相談ください。ただし、服を着せ替えることはできません。
- (2)次の場合は「こにゅうどうくん」をご使用いただけません。
 - ・個人、団体のマーク又は商標として使用する場合。
 - ・特定の政治、宗教、思想等の活動に使用する場合。
 - ・法令又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれがある場合。
 - ・市のイメージを損なうおそれがある場合
 - ・セリフを言っている場合
- (3)その他
 - ・「こにゅうどうくん」は自治体のキャラクターであるため、特定の団体・企業・商品を推薦することはできません。ただし、ふるさと四日市のPRを目的として使用していることが明らかであれば承認しています。例：名刺・看板・店舗HPなど
 - ・制作者は市が製造、販売するものであると誤認される事がないよう配慮してください。
 - ・「こにゅうどうくん」を使用した商品・グッズについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定、または登録してはいけません。
 - ・一度使用承認されたものでも、後日、四日市市が使用中止を求める場合があります。

**巻末「四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱」をご確認いただき、
使用のルールを理解した上で申請を行ってください。**

問合せ・ 申請書提出先

〒510-8601 四日市市諏訪町1-5四日市市役所 観光交流課
TEL. 059-354-8286/FAX. 059-354-8315
E-mail. kankou@city.yokkaichi.mie.jp

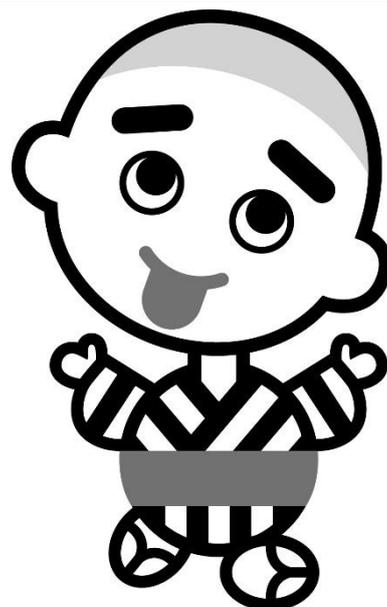
こにゅうどうくんカラー

こにゅうどくんのプロフィール

- 四日市市のキャラクター
- 1997年8月1日生まれ
- (永遠の)6歳 男の子
- 舌を触ると願い事が叶うよ
- 趣味/人をびっくりさせること
- 好物/とんてき、そうめん、鍋料理
- 宝物/かぶせ茶、大入道、日永うちわ、コンビナート夜景



■ K100%
 ■ M100%+Y100%
 ■ DIC13版 199
 ■ K25%
 ■ DIC13版 68



■ K100%
 ■ K70%(舌・着物の帯)
 ■ K25%(頭)

<基本ポーズ>



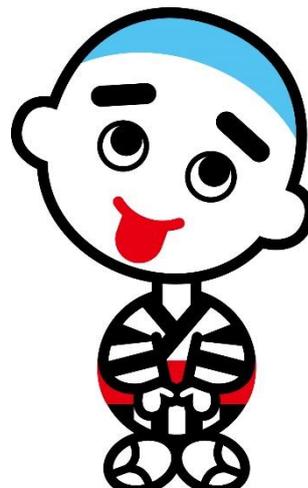
<Aパターン>



<Bパターン>



<Cパターン>



<Dパターン>

着物のえりは右前です。「ヨッカイチ」の「y」になるようにしてね!

こにゅうどうくんネームロゴ

<日本語表記> こにゅうどうくん

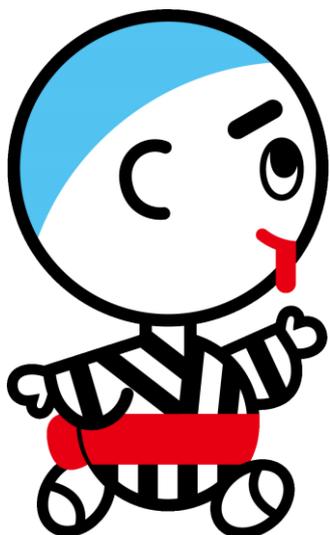
<英語表記> KONYUDOKUN

<中国語表記> 小入道

● 書体はヒラギノ丸ゴ ProN W4です。

こにゅうどうくんイラスト全集 <横向き/後ろ向き/座っている>

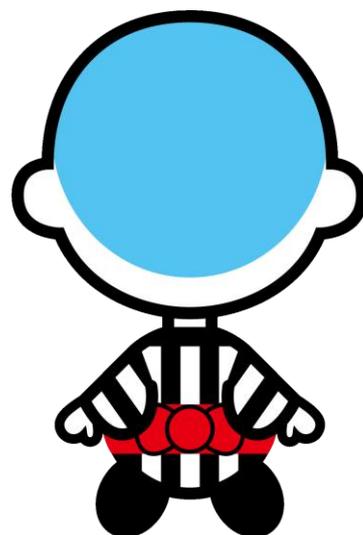
1. 右側横向き



2. 左側横向き



3. 後ろ向き



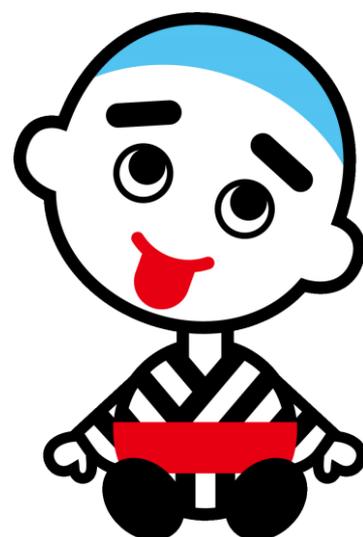
4. 座っている(横向き)



5. 座っている(右横向き)



6. 正面を向いて座っている



<参考使用例>



いすに座らせる
こともできます。



7. 「やったー！」



8. 「いくぞ〜！」



9. 「レッツゴー！」



10. 右下を見ている



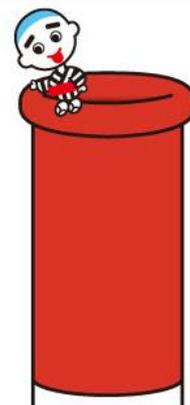
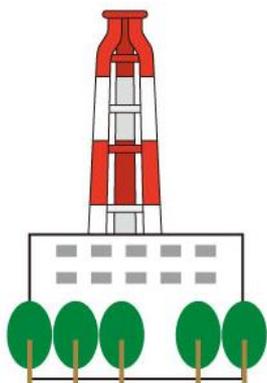
11. 見上げている



12. 左下を見ている



<参考使用例>



13. 「わー！」



14. 「べー！」



15. 「やっちゃった…」



16. テニス



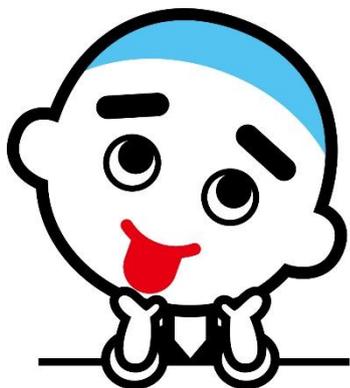
17. サッカー



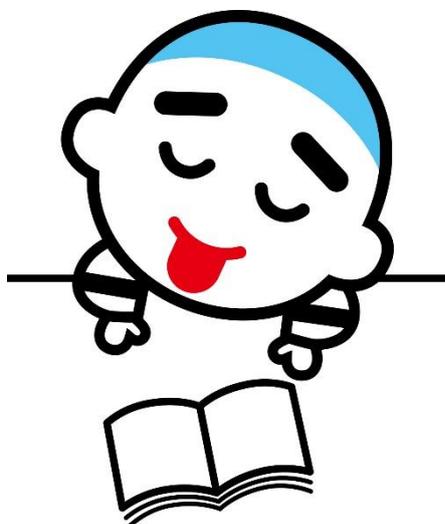
18. 野球



19. 考えている



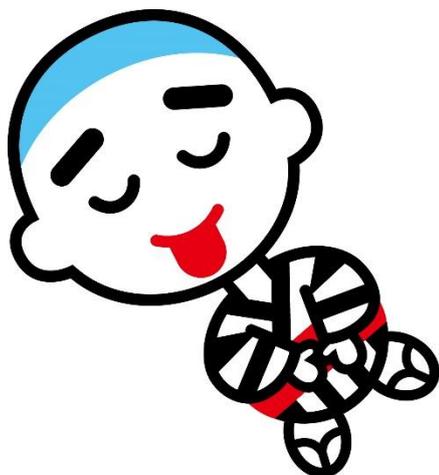
20. 「ゆるいね」



21. 机に向かっている



22. 「お休み中！」



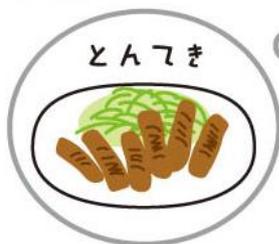
23. 「おいしいよ！」



24. 「ダブルピース」



<参考使用例>



ゆるキャラ
ダランプリ

25.モノを持ったポーズ ＜日永うちわ＞



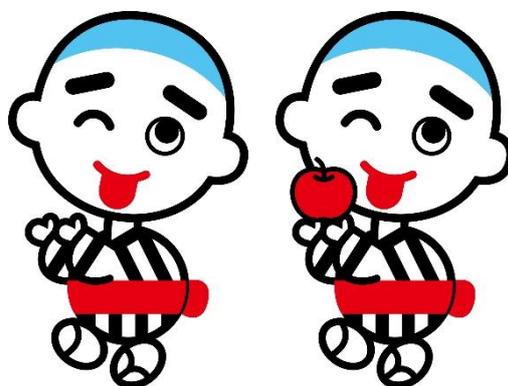
26.モノを持ったポーズ ＜ランチBOX＞



27.モノを持ったポーズ ＜萬古焼き＞



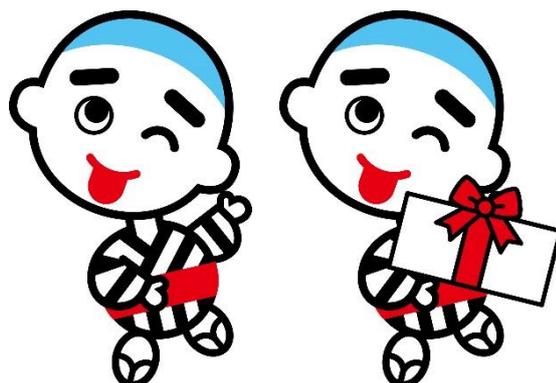
- 小さいモノを持つ基本ポーズ
踊りのワンシーンにも使えます。



28.モノを持ったポーズ ＜水沢茶＞



- 大きいモノを持つ基本ポーズ
踊りのワンシーンにも使えます。



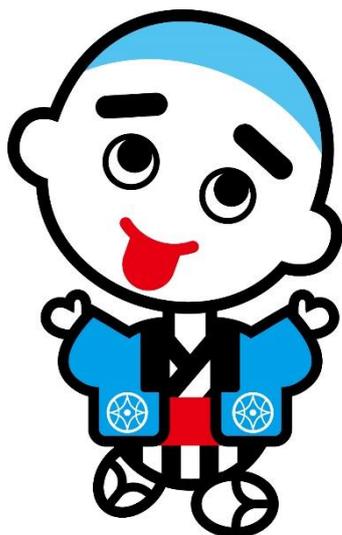
29.アロハ



30.水着



31.半纏

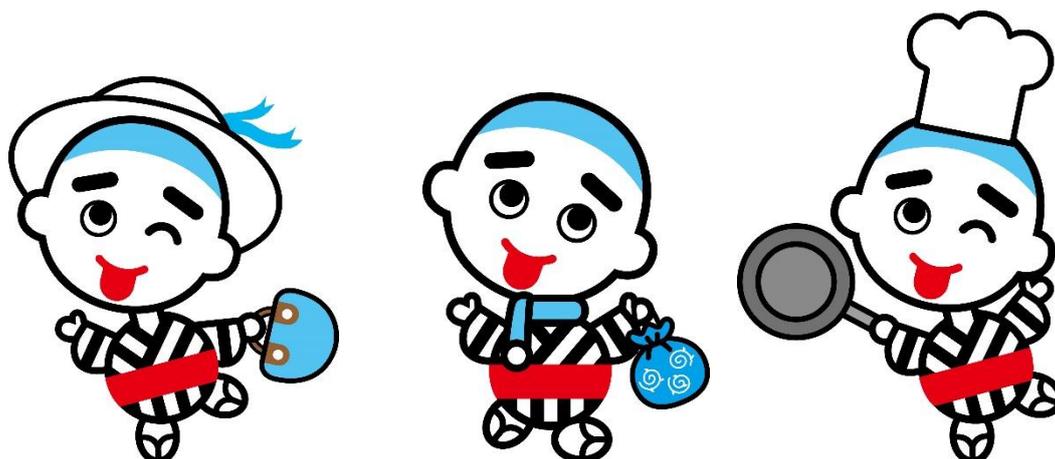


32.サンタ



こにゅうどうくんの持ち物について

既存のポーズに帽子やかバン、マフラーなどの持ち物を付け加えることは可能です。

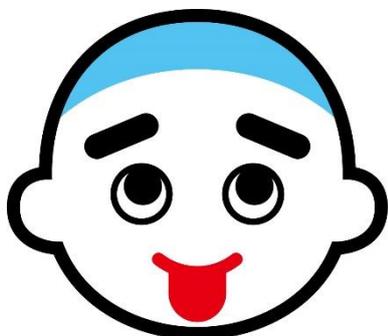


33. ちょっとお出かけ！



利用可能な表情

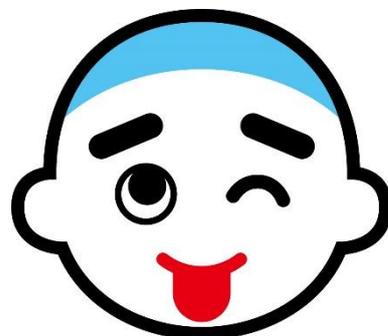
34



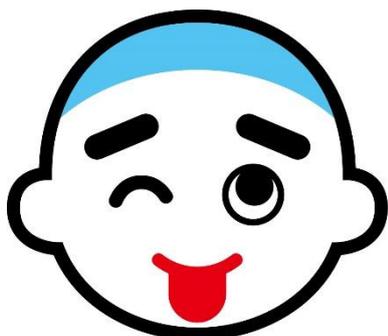
35



36



37



38



39



トーチ (右むき)



トーチ (左むき)



トーチ (車いす)



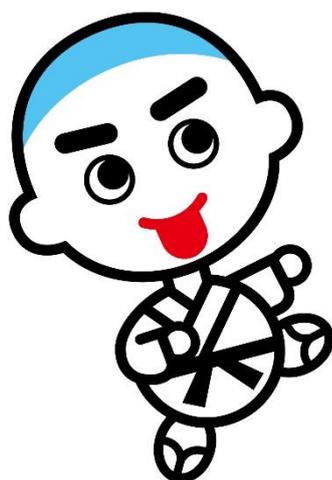
自転車



テニス



空手



サッカー



軟式野球



こにゅうどうくんイラスト全集 <団体シリーズ>

応援ポンポン



ゴルフ



新体操



バレーボール



体操



トランポリン



カヌー



こにゅうどうくん写真全集

写真 1.基本ポーズ



写真 2.Wピース



写真 3.1番



写真 4.ステップ



写真 5.ジャンプ



以下の要綱をご理解の上、申請を行ってください。

四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定め、四日市市のPR及びイメージ向上を図ることを目的とする。

(デザイン及び名称)

第2条 キャラクターの名称は「こにゅうどうくん」とする。そのデザイン及び写真は別に定める。

2 前項に規定するキャラクターのデザイン及び写真は、観光交流課において閲覧に供する。

(使用承認の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（変更）申請書（第1号様式）に商品等（その全部又は一部にキャラクターのデザイン又は写真を用いて作成されたもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）のデザインが分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) テレビ、新聞等報道関係機関が報道を目的として使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(審査及び承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、使用の承認にあたり条件を付すことができるものとする。

2 市長は、前項による審査の結果、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を承認しないこととし、四日市市マスコットキャラクター使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 立体物でその表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 特定の政治、宗教又は思想に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (8) キャラクターを決められた使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (9) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定す

る営業に利用されるとき。

- (11) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当するとき
- (12) その他市長が不適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、承認を受けた使用目的、使用方法等の範囲内でキャラクターを使用することができる。ただし、使用目的が、商品等の販売、又は宣伝、営業等における商品等の利用である場合は、次条の規定により商品等の確認を受けた後でなければ、実際に商品等を販売し、又は宣伝、営業等に利用することはできない。

- 2 使用者は、キャラクターの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことがないように適正に使用しなければならない。
- 3 使用者は、商品等の安全性及び品質に十分な配慮を行うとともに、その製造、販売等に関し、関係する法令（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。
- 4 使用者は、商品等が、市が製造し、又は販売するものであると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。
- 5 市長は、前4項の規定が遵守されていないと認めるときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は是正を求めることができる。

(商品等の確認)

第7条 使用者は、商品等を販売し、又は宣伝、営業等に利用しようとするときは、あらかじめ商品等の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、商品等の性質上やむを得ないと認められる場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定による確認の結果、商品等が適正でないとき、使用者に対して是正を求めることができるものとする。この場合において、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用変更を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、使用変更の承認にあたり条件を付すことができるものとする。

(承認の取消)

第9条 市長は、使用者が第4条第2項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書きした手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来たしたとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) 第6条第5項の規定による中止又は是正の求めに応じないとき。
- (8) この要綱の規定に違反したとき。
- (9) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。
- (10) キャラクターに関する市の権限の行使に支障を来たしたとき。
- (11) 文化・生活様式の変化により、時代にそぐわない表現であると判断されたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、四日市市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の商品等の販売等を停止し、かつ、現に有する商品等を廃棄しなければならない。

4 使用者は、承認の取り消しにより、市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じたときは、その費用を負担しなければならない。

(第三者に対する承認)

第10条 市長は、すでに使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して、承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(使用者の商品に対する責任)

第13条 使用者は、商品等の安全性、品質等について、すべての責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第14条 使用者は、商品等の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することがないように、管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第15条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(損害賠償)

第16条 商品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

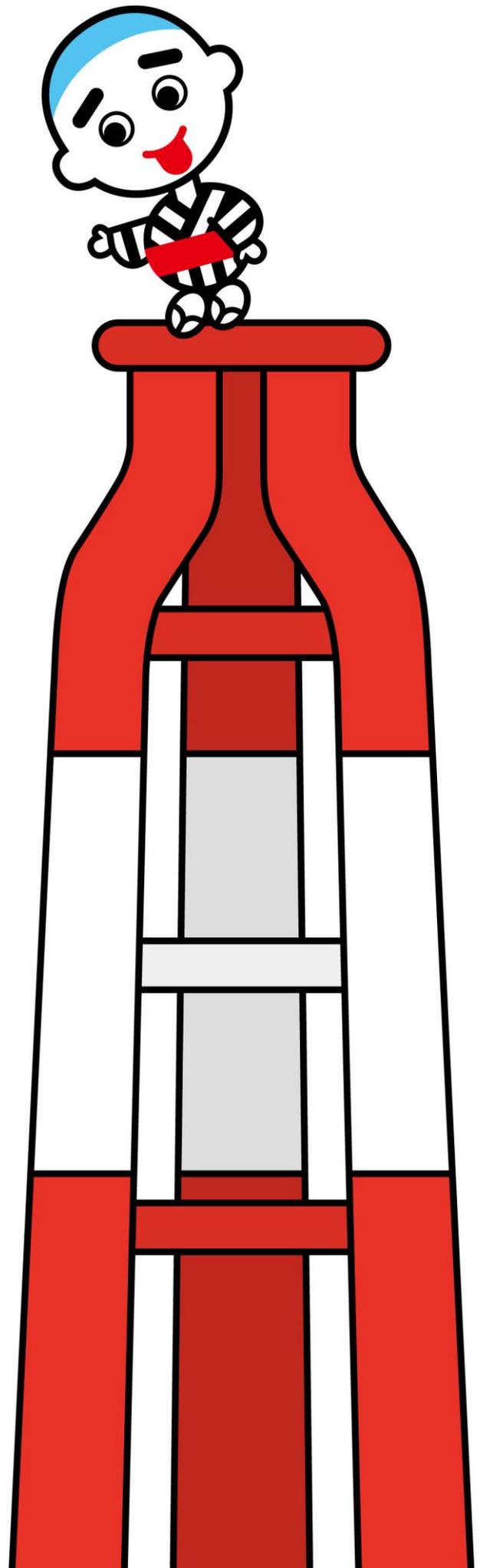
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(四日市市制100周年記念事業マスコットキャラクター使用に関する要綱の廃止)
- 2 四日市市制100周年記念事業マスコットキャラクター使用に関する要綱（平成8年四日市市告示第174号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第5条に基づく使用許可を受けている者は、当該使用許可に係る商品等に関し、この要綱の施行の日に第4条第1項に規定する使用の承認及び第9条第1項に規定する商品等の確認を受けたものとみなす。この場合における使用の期限は、平成33年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



問い合わせ・申請書提出先

〒510-8601

四日市市諏訪町1-5 四日市市役所

観光交流課

TEL : 059-354-8286

FAX : 059-354-8315

E-mail : kankou@city.yokkaichi.mie.jp